

部局名	健康福祉部	所属名	障害者支援課	所属長名	岩澤 厚明	電 話	483-1151 内線2230
-----	-------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3121		事務事業名称	心身障害者援護事業					短縮コード	経常	3121	臨時	3122
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目	01	社会福祉総務費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		八千代市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱、八千代市障害者診断料助成要綱、八千代市重度障害者入浴援護事業実施要綱、八千代市成年後見制度利用支援事業実施要綱、八千代市難病者援護金支給要綱、八千代市重度心身障害者医療費給付条例							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
難病患者等日常生活用具給付事業は平成5年参議院の付帯決議によって障害者基本法に組み込まれ、市町村が実施主体となる。診断料助成事業は障害者世帯の経済的負担を軽減する。昭和48年に制定されたが平成15年見直しをし、支援費に含まれない事業の診断料のみ助成する。入浴援護事業は昭和59年4月から実施されているが、寝たさりの障害者から需要が高まる。平成15年から対象(重度の知的障害者) 及び回数増を図る。成年後見制度は平成15年より実施、判断能力が不十分な方々を保護し支援する制度。入浴援護事業及び成年後見制度は、平成18年10月から障害者自立支援法の地域生活支援事業に取り込まれ市主体事業として実施。重度心身障害者医療費助成事業・難病者援護金事業は、昭和48年より実施。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして						
難病者、障害者への在宅サービスの基本のひとつとして推進する。重度医療費助成、難病者援護金の支給件数は、年々増加傾向にある。市財政が逼迫し、本事業を含め、福祉サービス提供の見直しが必要となってきたている。					大項目（節）	02	社会福祉						
					中 項 目	03	障害者（児）福祉						
					小項目（施策）	01	障害の発生予防・早期受診、治療						
						02	障害者（児）保健福祉サービスの充実						
					細 項 目	01	発生予防・早期発見						
						01	相談・支援体制の充実						
				実施計画の計画事業	1209	障害者福祉センター整備事業							
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	1. 心身障害者 2. 心身障害者の団体 3. 難病者援護金登録者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： 身体障害者更生援護事業への補助金交付、重度心身障害者医療費の助成、難病者援護金の支給、重度障害者入浴援護事業委託、障害者診断料の助成、障害者自立支援法による介護給付費等支給及び各種相談対応。							
	※平成19年度に計画していること： 平成18年度と同じ							
意図 （何を狙っているのか）	八千代市身体障害者福祉会の活動の充実を図る 重度心身障害者の医療負担の軽減を図る 難病者の生活の安定を図る							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	障害者やその家族を支援し、より良い生活ができるように福祉サービスの充実することにより、障害者世帯の生活の安定を図る。							
区 分				単位	1 7 年度	1 8 年度		1 9 年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	心身障害者数	人	4, 153	4, 800	4, 709	4, 800	
	指標 2	心身障害者の団体数	団体	4	4	4	4	
	指標 3	難病者援護金登録者の数	人	1, 047	1, 035	1, 317	1, 317	
活動指標	指標 1	身体障害者更生援護事業への補助金交付件数	件数	1	1	1	1	
	指標 2	重度心身障害者医療費の助成件数	件数	43, 176	45, 512	39, 129	39, 120	
	指標 3	難病者援護金支給件数	件数	2, 011	2, 200	2, 167	2, 200	
成果指標	指標 1	身体障害者福祉会の年間活動費	円	122, 890, 995	112, 450, 000	108, 498, 977	105, 990, 000	
	指標 2	重度心身障害者が医療費助成を受けた割合	%	89	91	90	91	
	指標 3	難病者のうち援護金を支給した割合	%	57	62	60	62	
上位成果指標	指標 1	児童発達支援センター措置利用者数	人			42		
	指標 2	児童発達支援センター外来利用者数	人			1, 528		
	指標 3	障害者相談支援施設数	ヶ所			2		

コード		3121	事務事業名称	心身障害者援護事業			所属名	障害者支援課
			単位	１７年度	１８年度		１９年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	0	5,480	18,861		
		県	千円	104,082	109,980	115,656		
		地方債	千円		0			
		一般財源	千円	221,041	225,073	237,583		
		その他	千円		0			
	主な事業費の内訳			重度心身障害者医療費助成 190,024,090 重度障害者入浴 援護事業3,817,350 難病者援 護金29,787,500	扶助費264,194,000 補助金37,388,000	扶助費293,193,136 補助金 37,751,500	障害者自立支援法の施行により 事務事業に変更があるため 未記入	
	人件費(B)			千円	44,819.6	40,662.6	44,843.4	0
トータルコスト(A)+(B)			千円		369,942.6	381,195.6	416,943.4	0

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由				
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている		上位施策「障害の発生・早期受診，治療」「障害者（児）保健福祉のサービスの充実」を推進するために，心身障害者援護事業を行っており，結びついている。				
			☐ 結び付くが見直しの余地がある						
			☐ 結びつきが弱い・ない						
			☐ 評価対象外事項						
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		障害者やその家族の生活の安定を図るために今後とも必要である。				
			☒ 達成していない						
			☐ 評価対象外事項						
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		民間等に委託可能なものについては委託しているが，利益の上がる事業ではなく民営化することはできない。				
☒ 可能性はない									
☐ 評価対象外事項									
④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい		所期目的に変更はなく，現状の「対象」・「意図」の設定で結果に結びつく。					
		☐ 見直す必要がある							
		☐ 評価対象外事項							
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－２，３を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☒ 有効性向上の可能性はある						
			☐ 効率性向上の可能性はある						
			☐ 両方可能性はある						
			☐ 可能性がない						
	⑤－２ 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等		類似事業を統合し再編することにより，障害の種別にかかわらず，平等なサービスの利用ができる。				
			☐ 臨時的任用職員等の活用						
			☐ ＩＴ化等業務プロセスの見直し						
			☐ 受益者負担の見直し						
			☒ 類似事業との統合・役割見直し		類似 事務 事業 名称	1	知的障害者援護事業	実施主体 (所管部署)	障害者支援課
			☐ 上記以外の方法			2	身体障害者援護事業	実施主体 (所管部署)	障害者支援課
			⑤－３ 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☐ ある				
	☒ ない								

コード	3121	事務事業名称	心身障害者援護事業				所属名	障害者支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☒ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
難病者及びその家族からは市単独事業の適用病名の拡大を求められている。									

所属長コメント	市が、障害福祉サービス等を一元的に提供する仕組みとなり、その実施に当たっては、障害福祉計画等に基づき、サービス利用状況を勘案しながら、事業の整備に努める。								
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続			障害の種別に係らず利用が一元化となる新規３事業に再編されることを支持					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☒ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									